

71回委員会参考資料1 NO927 続報意見タイトル

官製検討委員会では不正事案再発防止はできない！

国営飛鳥歴史公園（近畿地方整備局管轄）で談合の疑い

大阪地検特捜部捜査 関係者再逮捕 国交省職員からも事情聴取

■参考資料

記者クラブ資料配布 近畿地方整備局20/2/6 20:50

「第2回 近畿地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会の議事概要について」

| |
|---------|
| 近畿地方整備局 |
| 資料配付 |

| | |
|----|-----------|
| 配布 | 平成20年2月6日 |
| 日時 | 20:50 |

| | |
|----|---|
| 件名 | 第2回 近畿地方整備局発注工事にかかる 不正事案再発防止検討委員会の議事概要について |
|----|---|

| | |
|----|---|
| 概要 | 本日開催された「近畿地方整備局発注工事にかかる 不正事案再発防止検討委員会」の議事概要を配信します。 |
|----|---|

| | |
|------|-------|
| 取り扱い | ————— |
|------|-------|

| | |
|------|------------------------------------|
| 配布場所 | 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 豊岡市政記者クラブ |
|------|------------------------------------|

| | | |
|------|---------|---------------------------|
| 問合せ先 | 近畿地方整備局 | 小林主任監査官 |
| | 代表電話 | 06 - 6942 - 1141 (内線2114) |
| | 直通電話 | 06 - 6946 - 0935 (夜間) |
| | 総務部 | 上田総括調整官 |
| | 代表電話 | 06 - 6942 - 1141 (内線2212) |
| | 直通電話 | 06 - 6946 - 0329 (夜間) |
| | 企画部 | 岩崎企画調整官 |
| | 代表電話 | 06 - 6942 - 1141 (内線3112) |
| | 直通電話 | 06 - 6946 - 9879 (夜間) |

第2回近畿地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会の 議事概要について

平成20年2月6日

<問い合わせ先>

小林主任監査官 内線(2114)

上田総括調整官 内線(2212)

岩崎企画調整官 内線(3112)

TEL 06-6942-1141(代表)

(概要)

標記の会議について、以下のとおり開催されましたので、お知らせします。

(開催日時)

平成20年2月6日(水) 17:40～19:50

(開催場所)

大阪マーチャンダイズ・マートビル 2階 1・2号室

(出席者)

委員長 布村近畿地方整備局長

委員 副局長(建設) 副局長(港湾) 総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長

中務 嗣次郎(入札監視委員会委員長・弁護士法人中央総合法律事務所所長弁護士)

吉川 吉衛(発注者綱紀保持委員会委員・大阪市立大学大学院教授)

大西 有三(京都大学大学院工学研究科教授)

(議事概要)

布村局長挨拶

本日も外部委員の方々には、お忙しい中、前回に引き続きご無理を申し上げ、こうした夕方時間で恐縮ですがご出席賜りありがとうございます。

2月2日には、既に逮捕された職員と業者が起訴保留のまま再逮捕され、同一業者の方が新たに逮捕されました。これまでも申し上げているように、極めて遺憾なことであり、水害の被災者をはじめとした地元の皆様、国民の皆様にお詫びしたいと思います。徹底した究明のための調査を行うとともに、二度とこのようなことが起きないような再発防止策を確立していきたいと思っております。

現在、前回の委員会でいただいた意見も踏まえ、契約関係の資料調査等を進めています。また、これまで警察から、「職員や関係業者の事情聴取等の捜査に支障があることについては厳に差し控えて欲しい」との要請がありましたが、1月30日に警察から「職員及び

沖野工務店以外の関係業者に対する事情聴取等の調査をしてもらってもよい。」との了解を得たことから、関係職員及び関係業者に対する事情聴取を開始したところです。

収賄容疑で逮捕された職員については、接見もできない状況にあり、現在のところ、職員をはじめとする関係者からの事情聴取を始めたばかりで、事実関係が判明していないところが多々ございます。本日の委員会では、現在の調査状況等を報告させていただき、徹底した事実関係の究明のために追加すべき調査・検討項目について御議論をお願いしたいと思います。また、全般にわたる再発防止策については、年度末を目途に中間とりまとめをお願いしたいと考えておりますが、今からでもすぐにできることについては、当面の再発防止策として取りまとめ、速やかに実施したいと考えており、このことについても審議をいただきたいと思います。

1 回目の委員会でも申し上げましたように、全職員が一丸となって再発防止に取り組むことが必要であると考えており、事実関係の徹底した究明のもと、二度とこのようなことが起きないように、具体的かつ実効性のある防止策を確立できるよう、当整備局としてもしっかり対応していく固い決意でございますので、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、誠に恐縮ですが、本日及び今後の審議につきまして、よろしくお願い申し上げます。

なお、本委員会の審議内容と直接関係することではありませんが、円山川沿川の地元の方々からは、今回の事件で一連の水害対策が遅れないか心配される声が多く出されておりますが、遅滞することのないよう、整備局をあげて最大限の努力をしていくこととしております。

議事

(1) 現在の状況について事務局より説明。

- ・ 1月28日付けで、中村豊岡河川国道事務所長を企画部付とし、現地で捜査協力や報道対応に専念させる人事を発令。事務所長は、細川環境調整官が兼務する。
- ・ 1月30日に兵庫県警から沖野工務店以外の業者及び整備局職員に対し、整備局として調査を開始することについて了解を得、2月4日から関係職員に対する事情聴取を開始した。
- ・ 1月30日、31日にカウンセラーを豊岡河川国道事務所に派遣した。
- ・ 2月2日、兵庫県警に逮捕拘留されていた豊岡河川国道事務所職員が(株)沖野工務店からの収賄容疑で再逮捕された。また、同日、新たに同工務店社長が贈賄容疑で逮捕され、同工務店営業部長が同容疑で再逮捕された。

(2) これまでの調査状況及び調査結果、今後の調査・検討の進め方について事務局より説明。

- ・ 調査対象の工事数、調査項目数が多いため、段階的に調査を行うこととした。
- ・ 書面の調査として、まず変更額の大きい工種を含む工事(全体74工事のうち59工事)について、書面により積算の適正性、変更契約の理由の妥当性、変更手続の適正性に関する一次調査を実施した。その結果、現時点で水増しと思われる不適切な積算は見受けられないが、確認不足の項目や書面上確認できない項目が存在した。
- ・ 一次調査対象外の15工事の単価・数量・工種の根拠等の調査を実施するとともに、検査手続のプロセス及び一次調査で抽出した疑問点、不明な点を明らかにする

ための詳細な調査（書面では確認できない変更理由の妥当性、単価、数量、工種の根拠、追加・変更した工法／材料の選択理由、変更手続のプロセス、検査手続の実施状況等について、関係者（職員、業者）から事情聴取）を行う。

- ・業者選定の公正性、総合評価落札方式の評価の妥当性について書面上の調査を行ったところ、現時点で業者の選定、総合評価の評価について、不適切なものは見受けられないが、書面上確認できない項目が存在した。
- ・業者選定手続き及び総合評価落札方式については、現時点で特に問題は見られない。一部の定性的な項目についてその考え方を事情聴取により確認する。
- ・藤田係長が担当していた工事について、設計、積算、契約、工事監督等の業務上、何らかの関係があった関係者（職員、業者）から事情聴取を行う。

【主な意見】

- ・予定価格漏洩については未調査であり、問題の有無について、現時点では判断できない。
- ・積算の適正性、業者の選定及び総合評価落札方式の評価の妥当性については、現時点までの調査で、特段の問題があると見受けられる点はない。
- ・変更理由の妥当性については、書面上だけでは十分確認できないため、事情聴取による補完が必要。
- ・事情聴取の対象は、原則として職員、業者とし、特に必要が生じたとき、第三者の意見を聞くこととしてはどうか。
- ・当面の調査項目としては、妥当なものとする。今後必要に応じて追加していけばよい。

（３）当面の再発防止策について議論。次のような意見があり、引き続き検討していくこととされた。

【主な意見】

- ・変更契約額が３割を超える場合の事前承認制度の導入を検討すべき。
- ・昨年１０月に改正、強化した「発注者綱紀保持規程」の更なる周知徹底すべき。
- ・事務所レベルでのコンプライアンスの強化対策を検討すべき。
- ・整備局に通報制度（内部・外部）の創設を検討すべき。
- ・職員が業者と単独で接触する場合の事前承認制度の導入を検討すべき。
- ・談合防止に向けた対策の強化を検討すべき。 など

（４）その他

- ・資料２－２の別紙２及び資料２－３の別紙１から６については、警察の捜査への支障を確認する必要があるため、資料の公開について警察へ確認を行った後、公表すべき。
- ・外部委員から不祥事等に関する警報装置の業務システムへの組み込みについて説明があった。

次回日程

- ・２月下旬を目途に調整。